

# インフルエンザ予防接種の説明書

## 《インフルエンザとは》

インフルエンザウイルスに感染することによっておこります。インフルエンザの症状は、普通のかぜに比べて全身症状が強い（高熱・関節痛）のが特徴で気管支炎や肺炎などを合併し、重症化するのも特徴です。流行すると、特に 65 歳以上の高齢者や慢性疾患患者で死亡率が高くなる点でも普通の風邪とは異なります。予防の基本は、流行前に予防接種を受けることです。

## 《インフルエンザ予防接種の有効性》

インフルエンザワクチンの接種で、ある程度の感染や発症を抑えることができます。しかし、なかには肺炎や脳症等の重い合併症になる方もいます。ワクチンの最も大きな効果は、この重症化を予防することです。

通常、予防接種を受けてから抗体がつくまで 2 週間かかり、その効果が持続する期間は約 3 カ月から約 5 カ月となります。

## 《インフルエンザ予防接種の副反応》

接種後、注射部位に赤み・腫れ・痛み・微熱が出たり、寒気・頭痛・関節痛・筋肉痛・全身のだるさなどがみられることがあります。通常 2～3 日のうちに治ります。

また、接種直後から発熱・頭痛・発疹・尋麻疹・けいれんの症状が現れる等の報告があります。非常にまれですがショックや・呼吸困難・運動障害・意識障害・神経系障害などがあらわれることもあります。

## 《接種回数》

1 回のみ（接種期間内において）

## 《費用》

高齢者（原則 65 歳以上）については、自己負担金 1,500 円 を医療機関にお支払いください。

## 《予防接種を受ける前に》

気にかかることや分からないことがあれば、予防接種を受ける前に質問をしてください。予診票は接種する医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。保護者や本者が責任を持って記入し、正しい情報を接種医に伝えてください。

**医師から十分に説明を聞き、理解をした上で（接種をする、接種をしない）を判断してください。**

裏面もご覧ください

### 《予防接種を受けることができない者》

- ① 接種当日、明らかな発熱がある者。(体温が 37.5℃以上の場合)
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者。
- ③ インフルエンザワクチンの接種液の成分によってアナフィラキシーをおこしたことがあることが明らかな者。
- ④ 卵、鶏肉等でアナフィラキシーをおこしたことがある者
- ⑤ インフルエンザ予防接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状があらわれたことのある者。
- ⑥ その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある者。

### 《予防接種を受ける際に、担当医とよく相談しなくてはならない者》

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する者。
- ② 予防接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状があらわれたことがある者。
- ③ 過去にけいれんの既往のある者。
- ④ 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者。
- ⑤ 間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器疾患を有する者。
- ⑥ インフルエンザワクチンの接種液の成分に対してアレルギーを起こすおそれのある者。

### 《予防接種を受けた後の一般的注意事項》

- ① インフルエンザワクチン接種後 24 時間は副反応の出現に注意し、観察しておく必要があります。特に接種直後の 30 分以内は急激な健康状態の変化に注意しましょう。
- ② 接種後は、接種部位を清潔に保ち、接種当日は過激な運動や大量の飲酒を避けましょう。
- ③ 予防接種当日の入浴は差し支えありませんが、接種部位をこするのはやめましょう。

### 《予防接種を受けない場合》

接種医の説明を聞いたうえで、当日の身体状況等により接種ができなかった場合等においては、その後インフルエンザに罹患したり、あるいは重症化、死亡が発生したとしても、市や担当した医師にその責任を求めることはできません。

### 《副反応がおこった場合》

予防接種後まれに副反応がおこる場合があります。また、予防接種と同時に、ほかの病気がたまたま重なって現れることがあります。接種した部位が痛みや熱をもってひどく腫れたり、全身の尋麻疹・嘔吐・顔色不良・低血圧・高熱などが現れたら、医師（接種医師）の診療を受けてください。なお、副反応で診察を受けた場合は、問合せ先にご連絡ください。

**定期の予防接種（高齢者インフルエンザ予防接種）**により重篤な健康被害が発生した場合には、予防接種法の規定により、発生した健康被害の救済が行われることになっています。接種した市町村から厚生労働省へ認定手続きをすることになります。詳細な手続きは市町村予防接種担当課にご相談ください。

### 《問合わせ先》

※不明な点は、お住まいの市町村の担当部署にご確認ください。